

今、家庭のぬくもりを求めている 子どもたちがいます。

里親になりませんか

徳島県

こども家庭支援センターひかり



■ こども家庭支援センターひかり

徳島市川内町大松 837-1

Tel (088) 666-2211 Fax(088) 666-2266

■ 南部こども女性相談センター

阿南市領家町野神 319

Tel (0884) 22-7130 Fax(0884) 22-6404

■ 中央こども女性相談センター

徳島市昭和町5丁目 5-1

Tel (088) 622-2205 Fax(088) 622-0534

■ 西部こども女性相談センター

美馬市穴吹町穴吹字明連 23

Tel (0883) 53-3110 Fax(0883) 53-9110



里親 Q & A

Q 里親のことで相談できる場所はありますか？

A 県内に、中央・南部・西部のこども女性相談センターがあり、里親について相談に応じます。

また、「こども家庭支援センターひかり」という子育て支援機関があり、里親専門の相談員がいます。里親さん、里子さんの相談に応じます。

Q 里親同士の交流はできますか？

A 徳島県里親会があり、交流、研修、情報交換をしています。

また、「こども家庭支援センターひかり」において、里親サロンが毎月1回行われています。

里親さん同士で、里子の養育について悩みや不安をお互いに相談したり、キャンプ・クリスマス会・学習会などの行事を通して、里親同士、里子同士で交流したり学習をしています。

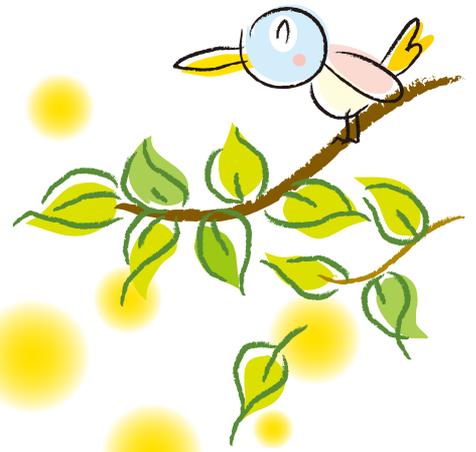


「里親」とは

子どもが健全に成長するためには、あたたかい愛情と安定した家庭環境のもとに、特定の大人との愛着関係の中で育てられることが必要です。

しかし、何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもたちがいます。

そんな子どもたちを保護者に代わって、一時的あるいは継続的に家庭の雰囲気の中で、愛情深く育ててくださる方を「里親」と言います。



里親には、4つの種類があります

養育里親

様々な事情で、家庭で生活できない子どもを一定期間養育する里親です。

養子縁組を前提としたものではありません。養育里親の研修が必要です。

専門里親

養育里親の要件にさらに一定の専門性が求められる里親です。2年以内の期間を定めて、虐待を受けた子どもや非行の問題を有する子ども、障がいのある子どもの養育を行います。

養育里親の資格要件に加え、専門里親の研修が必要です。

親族里親

保護者の死亡、行方不明、拘禁、疾病などによって子どもの養育ができない状態となったとき子どもの扶養義務のある者（祖父母・きょうだい等）が養育を行う里親です。

（扶養義務のないおじさん・おばさんは、養育里親として申請ができます。）

養子縁組里親

養子縁組によって養親になることを前提に、子どもの養育を行なう里親です。



里親になるためには、里親登録が必要です



相談

まず、お近くのこども女性相談センターにご相談ください。詳しくご説明します。

研修

養育里親及び専門里親を希望される方は研修が必要です。

申請

申請書等を、福祉事務所へ提出してください。

調査

こども女性相談センターの職員等がお宅へ訪問し、家庭環境や養育に対する熱意や理解等をお尋ねします。

審査

徳島県社会福祉審議会で調査結果を審査します。

認定登録

県知事が認定した後、里親登録されます。